

共 通 仕 様 書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、中部浄化センターC消化槽浚渫業務委託に適用する。

2 業務委託仕様書に記載された事項は、この共通仕様書より優先するものとする。

(作業の実施)

第2条 受託者が実施する業務は、別に定める業務委託仕様書による。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における調査職員、指示、承諾及び協議とは、次の定義によるものとする。

- (1) 「調査職員」とは、当業務を監督する市職員をいう。
- (2) 「指示」とは、委託者の発議により調査職員が受託者に対して調査職員の所掌事務に関する方針、基準及び計画等を示し履行させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者側の発議により受託者が調査職員に報告し、調査職員が了解することをいう。
- (4) 「協議」とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(一般的義務)

第4条 受託者は、業務の目的及び内容を理解し、履行に必要な技能を有する業務担当者を当てるものとする。

- 2 業務担当者は、業務の履行に専念し、かつ円滑に履行しなければならない。
- 3 業務担当者は、業務の履行上知り得た内容を漏らし、利用若しくは窃用してはならない。
- 4 業務担当者は、業務の履行に直接関係ない場所に入入りしてはならない。
- 5 業務担当者は、業務の履行において、安全の確保並びに火気等の取扱に留意しなくてはならない。
- 6 業務担当者は、別途履行中の他の業務と履行場所が同一又は業務内容が関係する場合は、相互に協調を図るものとする。

(業務担当者)

第5条 業務担当者は、基礎的な技術知識を有し、かつ相当程度の経験を有する者とする。

(管理技術者)

第6条 受託者は、管理技術者を定め、業務に関する一切の事項を処理させるものとする。

2 管理技術者は、業務の履行に関し必要な能力と経験を有する者でなくてはならない。

(打合せ)

第7条 業務担当者は、調査職員と常に密接な連絡を行い、連絡事項はその都度記録し、打合せの際、相互に確認するものとする。

(作業基準等)

第8条 業務の履行に当たっては、この仕様書及び業務委託仕様書によるほか、履行に必要な関係各法令を遵守しなければならない。

(履行上の責任)

第9条 業務の履行後生じた不良個所で、明らかに受託者の責に起因すると認められるものについては、受託者の責任において速やかに措置するものとする。

(業務の履行)

第10条 業務担当者は、業務の履行に適した服装とし、社名等を明確に表すものとする。また、常に環境整備等に留意するものとする。

2 業務の履行に当たっては、施設等の運用に支障のないよう十分配慮する。

(安全管理)

第11条 業務の履行にあたっては、労働安全衛生法並びに関係法令を遵守し、常に細心の注意をはらい、事故の防止に努めなければならない。

2 作業中は、所要の人員を配置し、現場内の整理整頓、作業環境の保全に努めなければならない。

3 重要な工作物に近接して作業をする場合は、予め保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について調査職員と協議し、これを遵守しなければならない。

4 常に作業現場の秩序を保つとともに、火災、落下、盗難等の事故防止に努める。

(業務の一時停止)

第12条 業務の履行中、調査職員から業務の一時停止の指示を受けた場合は、それに従うものとする。

(臨機の処置)

第13条 業務担当者は、業務の履行中において施設等に異常状態が発生し、若しくは発生が予想される場合は、速やかに調査職員に報告し、その指示を受けるものとする。

2 前項の場合又は調査職員が臨時に業務を指示した場合は、受託者は、これに応ずるものとする。なお、この場合受託者の責に帰するものを除き、契約変更の対象とする。

(下請)

第14条 業務を一括して下請負に付してはならない。業務の一部を下請負に付す場合は、履行能力のある業者を選定し、調査職員の承諾を得ること。

(検査)

第15条 各工程を終了した場合又は途中で調査職員の指示を受けた場合には、調査職員の検査を受けること。また、重要な工程には調査職員の立会を求めること。

2 完了検査を受ける場合は、受託者は、あらかじめ業務完了通知書及び必要書類等を提出し、本市検査員の検査を受けるものとする。

(提出書類)

第16条 受託者は、業務委託仕様書に掲げる書類を遅滞なく提出し、承諾を受けるものとする。

- 2 写真の構成は、次の要領で整理するものとし、設計図書の項目及び完了後に確認ができない箇所等の撮影もれのないよう注意すること。

写真帳規格	A 4 サイズ	表紙に受託者の契約印押印のこと。
内容	全景 着手前 完成 作業前 作業中 作業後 資材・工具・車両等 廃棄物処理	黒板は必ず入れ業務委託名作業内容を記すこと。写真帳の袖書きにも作業内容(写真の説明)を記すこと。 工程毎にインデックスを付けて整理し左記の順に綴じること。

(その他)

第17条 この仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

- 2 業務に伴い発生した廃棄物は、調査職員と協議の上、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」「再生資源の利用の促進に関する法律」に従い適正に処理するとともに、廃棄物の積み込み・荷降ろし時の写真及び廃棄物処理実績集計表等を提出する。

業務委託仕様書

1. 委託業務名 中部浄化センターC 消化槽浚渫業務委託

2. 履行場所 熊本市西区蓮台寺五丁目7番2号

3. 履行期間 契約日より令和8年(2026年)3月27日

4. 目的

- 1) 本委託は、中部浄化センター内の設備であるC消化槽(C-1槽、C-2槽)内部に滞留している汚泥及び堆積物の除去を行い、汚泥等除去後にC消化槽内部の清掃を行うものである。

5. 委託内容

1) 対象設備仕様

対象設備名:C消化槽(C-1槽、C-2槽の計2槽)

槽寸法:直径φ23.0m 高さ18.75m

1槽あたり容量:7,990m³

2) 浚渫条件(参考数量)

消化汚泥量:3,700m³×2槽(下記に内訳を示す。)

(1) 上部汚泥:2,400m³/槽(汚泥濃度 1.8%)

(2) 下部汚泥:900m³/槽(汚泥濃度 1.8%)

(3) し渣・沈砂等:400m³/槽

3) 作業内容

(1) C消化槽付近に仮設処理設備(し渣脱水機、砂除去機、汚泥引抜ポンプ等補機装置類)を布設する。

(2) 仮設処理設備を使用し、C消化槽の汚泥からし渣・沈砂を取り除く。

(3) し渣・沈砂を取り除いた汚泥は既設の消化汚泥貯留槽へ仮設の汚泥移送ポンプにて圧送する。(圧送後は既設脱水機にて処理を行う。)

(4) 上記(2)、(3)の作業を繰り返し、C消化槽内部を空にする。

(5) 堆積物除去後消化槽内部を清掃する。

※槽内で作業を行う際は、ガス検知及び槽内への送風などの安全対策を必ず行うこと。

(6) 仮設処理設備を清掃・撤去

※浚渫作業、槽内清掃、仮設設備の清掃などに使用する水は、当センターの処理水を使用してもよい。

※本委託で取り除いたし渣については指定場所に運搬すること。また、沈砂については扇田環境センター(熊本市北区貢町 1567 番地)へ運搬・処分すること。

6. 法定外の労災保険の付保

1) 本業務において、受託者は法定外の労災保険に付さなければならない。

7. その他

1) 堆積物除去時、堆積物が固まり仮設ポンプで吸うことができない場合は、調査職員に連絡し対応を協議すること。

2) 開始日については、事前に調査職員との協議の上決定すること。

3) 作業時間は月曜日から金曜日の平日を原則として、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土日祝日や時間外、夜間の作業を行う場合は事前に調査職員と協議し許可を受けること。

4) 受託者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(旧第2種酸素欠乏危険作業主任者)を定め、作業を行う場合は現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

5) 事故防止を図るため、安全管理については業務計画書等に明示し、受託者の責任において実施すること。

6) 作業に従事する者に対して、安全教育を行い、意識の向上を図ること。

7) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、使用する機械器具等の設備点検を実施し、作業員の安全を図ること。

8) 作業は、浄化センターの水処理の運転・維持管理に支障をきたさないように努めるものとし、調査職員と事前の打合せにより実施すること。

9) 酸素及び硫化水素濃度を常時測定し測定結果を適時記録し報告すること。

10) 受託者は、槽内で作業を行う場合は安全対策としてエアラインマスク等の着用をし、安全を確保した上で作業に従事すること。

11) 受託者は、次の各号に掲げる書類を提出すること。

【現場作業前に必要なもの】

(1) 着手届・管理技術者等通知書	1部
(2) 管理技術者の資格の写し	1部
(3) 実施工程表	1部
(4) 建設業退職金共済関連	1式
(5) 法定外労災補償加入証明書	1部
(6) 業務計画書	1部
・履行体制	

- ・緊急連絡先
 - ・作業員名簿
 - ・仮設設備設置計画
 - ・沈砂運搬計画
 - ・使用車両一覧
 - ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了証の写し
 - ・酸素、硫化水素濃度測定機器の検査成績書
- ※その他調査職員が指示したものを提出すること

【現場作業後に必要なもの】

- | | |
|----------------------|----|
| (7) 作業日報 | 1部 |
| (8) 業務写真 | 1部 |
| (9) 酸素及び硫化水素濃度等測定記録表 | 1部 |
| (10) 報告書(出来形等) | 1部 |
| (11) 業務完了通知書 | 1部 |
| (12) 請求書 | 1部 |

※その他調査職員が指示したものを提出すること